

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、ブロック塀対策についてであります。

大阪北部地震でブロック塀が倒壊し、小学4年生の生徒が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。これまでも地震におけるブロック塀倒壊によって亡くなる方、また、けがをされた方など、数多くいらっしゃいます。

和歌山県は、ブロック塀の緊急安全点検の実施を各市町村教育委員会に依頼をしております。その結果を7月24日、公表しています。翌25日付朝日新聞の記事から、県内、法令で定められた高さを超えたり、控え壁がなかったりするなど、危険と思われるブロック塀は、県内約計1万651カ所、通学路が4,508カ所、通学路以外が6,143カ所と掲載されておりました。

当然、岩出市も、この間、調査を行い、結果を和歌山県に報告していると思います。危険と思われるブロック塀について、岩出市内、何カ所あったのか。そのうち通学路について、学校区ごとはどうだったのか、まずお聞きいたします。

2つ目は、現在、県内30市町村中、補助制度があるのは9市町で、ほか10市町が創設予定となっております。岩出市においては、早くからこの危険なブロック塀対策において補助金を交付し、取り組まれており、大変評価はできますが、しかし、平成21年度は4件、平成23年度、1件、平成25年度、2件と、数字で見ると補助制度の活用はわずかであり、なかなか活用されていないのが実態ではないでしょうか。撤去は所有者自身に任されるため、撤去改修で持ち出しが生じることにも大きくかかわっているのだと思います。

今回、市長の行政報告にもありましたが、早期改修のための具体的な施策についてお聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市來議員のブロック塀対策についてのご質問にお答えいたします。

危険ブロック塀の対応につきましては、大阪北部地震発生後、平成30年6月20日付で、和歌山県教育委員会から学校敷地内及び各小中学校から半径500メートルの範囲内の通学路の危険ブロック塀の調査依頼があり、岩出市としましては、学校敷

地内だけではなく、全ての公共施設のブロック塀を対象に調査を行い、その結果について報告したところであります。

この調査により、公共施設については、小学校施設で2カ所、根来小学校で粉河加太線沿いのブロック塀87メートル、プールに面したブロック塀16メートル、山崎小学校で南門右側のブロック塀16メートル、西門のブロック塀2.5メートル、曾屋教育集会所の敷地左側のブロック塀5メートル、保育所施設では、上岩出保育所で北側のブロック塀31メートル、根来保育所で南側ブロック塀58メートルを危険ブロック塀と判断し、いずれも撤去改修を進めているところでございます。

また、通学路につきましては、危険と思われるブロック塀につきまして、校區別で申し上げますと、岩出市小学校区で12カ所、山崎小学校区で3カ所、山崎北小学校区で1カ所、根来小学校区で16カ所、上岩出小学校区で8カ所、中央小学校区で1カ所、県立那賀高校の周辺で6カ所、中央幼稚園の周辺で7カ所の計54カ所ございました。

この調査結果につきましては、県教育委員会に報告後、和歌山県建築住宅課が委託した建築士により、8月27日から29日までの間、対象世帯に対して支援制度などに関するチラシを配付するとともに、危険ブロック塀の撤去改修について説明をしていただいております。市民からのブロック塀の補助制度についての問い合わせは、9月12日現在で12件となっております。

2点目、早期改修のための施策につきましては、今議会におきまして、平成30年度一般会計補正予算案に計上させていただきましたが、これまでの通学路等危険ブロック塀改善事業補助金の見直しを行いまして、補助限度額の拡充を図り、撤去改修により使いやすい補助制度に改正したいと考えてございます。

新しい補助制度は、2年間の時限とし、集中的かつ効果的に危険なブロック塀の撤去改修を促進する制度として考えておりますので、今後、新しい補助制度についてご活用いただくよう、広く周知してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、各小中学校から半径500メートル範囲内の通学路について、お答えをいただきました。では、それ以外の半径500メートル以外の部分はどうなるのか。通学路、何も地震が起こるのはいつ、通学中に起こるわけではなく、いろんなところで、いろんな時間帯で、いつ起こるかわかりません。通学路だけでなく、通学路以外も、その辺は一体どうなるのか。

また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法について、お答えいただきたいと思います。

危険なブロック塀対策について、今、県のほうからもそちらのほうに伺って、周知徹底をさせてもらっているということでした。自宅のブロック塀について、危険かどうかというのは、やはり市民が関心を持っていても判断できないケースもあるかと思います。

国土交通省が出しているブロック塀等の点検チェックポイントというのがあるんですが、このチェックポイントの5項目あって、5項目の中の1つでも該当すれば、専門家に相談をしたほうが良いというような形でのわかるようなものになっています。こうしたチェックポイントの広報などで掲載してはどうか。また、じゃあ、専門家というのは、一体どこに相談をかけたらいいのかということです。これについては、県では無料で相談ができる建築士約150人の名簿を県の建築住宅課のサイトで公開をしています。

こうした情報も活用し、広く市民に周知する方法が必要だと考えますが、それについてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今回調査した500メートル以外の通学路、一般道、この危険なブロック塀の対応ということでございますが、この件につきましては、市としても課題として捉えてございます。今年度の市政懇談会におきましても、全ての会場で、補助制度、それから議員のご指摘ありました危険ブロック塀のチェックの仕方、見方ですね、これについて説明してきたところでございます。また、市広報、ウェブサイトにおいてもチェックの仕方とか補助制度についても周知をしているところでございます。

今回の補助制度の改正、県の和歌山防災パワーアップ補助金というのを財源としてでございます。今後、市内全域の危険ブロック塀を対象といたしますと、どれぐらいの件数になるのか、把握できないのが現状でありますけども、今回の補正予算の枠は大きく超えるものになるであろうと想定してございます。

したがいまして、国、県などの補助金による財源確保が前提になるのかなと考えてございます。また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法としましては、対象となる件数、大変多くなると思います。例えば、県のように、建築士会に委託するのか、あるいは区自治会長さんをお願いするのか、また、市職員が分担し

て各家庭のブロック塀の調査をするのかなど、いろんな方法があると思います。

今後、どのような方法で進めていくか検討していく必要があると考えておりますが、いずれにしましても、そのチェックの仕方、補助制度、こういったものにつきましても、引き続き市民の皆様には危険なブロック塀の撤去改修に向けて、市広報等により周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、チェックシート、国交省のということですが、これ、今の補助制度で問い合わせをしていただきましたら、国交省と同じ形のチェックシート、教育委員会のほうで準備をしておりますので、それによりましてチェックをさせていただきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目は、国民健康保険制度の充実をについてです。

健康の国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、現在は年金生活者など無職が4割、非正規労働者などの被用者が3割を占めるようになっていきます。

こうした中、国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半の270万円をピークに下がりが続き、今や139万円にまで落ち込んでしまっています。国保制度がスタートした当初、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言していました。

ところが、自民政権は、1984年の国保法の改悪で、定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から20.3%にまで引き下がっています。

このように加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中で、国保の1人当たり保険料は1980年代が3万円から4万円、1990年代は6万から7万円、2000年代以降は8万から9万円と上がり続けてきています。

低所得者が加入する医療保険なのに、保険料が高いという国保の構造問題は全国自治会、全国市長会などの地方団体も解決を求め、厚労省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっております。

現在、国保の1人当たり保険料は年間9.1万円ですが、今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年の1人当たり保険料は年11.2万円になると厚労省は試算をしています。

国保の国庫負担を抜本的に増額し、国保の構造問題を解決することが求められています。国民健康保険は、今年度から財政運営の責任主体を都道府県が負う都道府県化に移行がされました。政府は、制度移行による保険料の急騰で、国民の不満や怒りが生じることを避けるため、3,400億円を投入するとともに、市町村による一般会計から法定繰り入れを認めるなど、激変緩和を図っています。

一般会計からの法定外繰り入れについては、段階的になくすべきというのが従来からの国の方針ですが、繰り入れがなくなれば、今でも高い保険料が、さらに引き上げる可能性も出てきます。引き上げれば滞納がふえ、受診控えによる病気の重症化などが広がることにつながります。

一般会計からの繰り入れを必要な規模で維持、そして継続することが大事だと考えますが、市の考えについてお聞きをいたします。

次に、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の考えについて。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税、国保料には、家族の数がふえるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世帯など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものは、子育て支援の逆行だという批判が高まり、全国知事会を初め地方団体からも見直しが要求されています。また、全国市長会においても、この内容を含んだ提言が出されています。

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で、子供均等割保険料の軽減措置導入の検討を国が約束しています。検討することが合意となっております。しかし、いまだ具体化されておられません。少なくとも子供の多い世帯に対する負担軽減や子供に係る均等割保険料、保険税の軽減は、少子化対策、子育て支援を実現するためにも重要だと思いますが、まず、市の考えをお聞きいたします。

3点目は、国民健康保険料の仕組みと重過ぎる負担は、明らかに子育て世帯に経済的困難をもたらし、子供の貧困を悪化させる一因となっていることから、子供の均等割軽減に踏み出す自治体が全国各地ふえてきました。

負担能力に関係しない重い応益負担が、子供にまで課せられています。子供の均

等割を軽減することで、子育て世帯の負担軽減を目的としています。子供の貧困対策としても喫緊の課題ではないでしょうか。

均等割額の減免実施を岩出市に求めますが、それについてお答えいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の国民健康保険制度の充実の2点目と3点目について、お答えをいたします。

子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の考えについては、かねてより全国市長会におきまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援する制度の創設について、国に対し要望しているところであります。

市独自の施策として、子供の均等割額を減免した場合、現行の制度では減免のための財源を他の被保険者などが負うことになり、公平性を欠くことになると考えます。市といたしましては、引き続き、県、市長会などを通じ、支援制度の創設について国に対し要望してまいります。

なお、ご質問の残りの部分は担当部長より答弁させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1点目、法定外繰り入れについて、お答えをいたします。

国保特別会計は、一般会計と区分し、独立して経理するとされておりますが、これまで保険給付費が急激に伸びた場合などに、後に精算することを原則として、緊急避難的に一般会計から繰り入れを行ってきたところです。

しかし、今回の国保制度改革により、今後このような事態が解消される見込みとなっていること、また、県の国保運営方針において、平成39年度までの期間で統一保険料を目指すこととされておりますが、それまでの期間は、市町村の本来集めるべき保険料が一定割合を超えた場合、激変緩和措置がなされること、また、決算補填目的や保険料負担緩和目的などの法定外繰り入れは、平成39年度までに計画的に解消すべきとされているなどから、基本的に法定外繰り入れはできなくなるものと考えております。

市といたしましては、特定健診や重症化予防等の保健事業による健康増進の取り組み、重複受診、服薬等医療費適正化の取り組み、収納率向上など財源確保を進め、安定的な国保運営に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず1つ目は、加入者について、子供の均等割が課せられている世帯数について、岩出市はどれぐらいあるのか、お答えをいただきたいと思います。

2つ目は、今先ほど市長が答弁していただいたのは、やっぱり財源のことだったと思います。これ、やっているところでは、どのような形でやられているのかというので、ちょっとというのが2018年度からの支援金では、子供の人数に着目した配分もあって、これを活用している自治体もあります。

また、地方からの要望で、子ども医療費助成にかかわる国保の減額調整措置、いわゆるペナルティーですね、これが未就学児までが国として廃止がされています。これまでペナルティーで課せられた分が課せられなくなった。その部分については、子育て世帯の加入者の均等割の部分に使用して、これに充てているといったケースもございます。

財源のことでできないとおっしゃったんですが、それじゃなくて、この支援金を使ったり、今までかかっていたペナルティー分を財源に充てるといような方法ではできないのか。それについてお答えを求めたいと思います。

国保の一般会計からの繰り入れについては、当然、国が一般会計から繰り入れはやめるようという形にだんだん取っていくと。ただ、和歌山県も、今、国保が9年ぐらいをめぐりに一本化にしようとしています、保険料の。ただ、保険料が、やはり急激に今以上高騰すれば、逆に、やっぱり払える方が、今度は払えなくなる。払えなくなればどうなるかと言え、例えば、市行政が取り立てを強化したり、取り立てしても、払えるものがなかったら、もちろん病院にも行けなくなるし、悪循環が起こらないかというところを心配するんです。

そうした点について、市としてはどのように考えるか、悪循環について。

保険料が上がれば払うことができない。払うことができないと、多分強化に走る。強化に走ったとしても、払うことがない者からは取り得ない。ただ、取り得なくなれば、やはり保険料が払えないということは、例えば、資格証明書、短期保険証が発行されたりとなった場合には、ますます病院に行けなくなって、重症化になってしまう問題が出て、負のスパイラルじゃないけど、悪循環が起こってしまうのではないかということについて、市として、この辺についてはどのような考えを持っておられるのか、これをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、子供の被保険者と世帯数でございます。15歳以下の子供で申し上げますと、被保険者数は1,219名で、世帯数は738世帯となります。

それから、子供の部分の均等割の減免という中で、いろいろな市町村が工夫をしてやっておるといところで、その辺について、岩出市としてはどう考えるかといところでございますが、確かに被用者保険の保険料、所得比例になっているのに対して、国民健康保険税は地方税法に基づいておりますので、所得や資産等、被保険者の負担能力に応じた応能割額と、それから利益を受ける期待率に比例して負担する応能割額、これにより算定することとなっております。人数がふえますと、受益の期待率、当然高くなりますので、相応の負担を求めるとい理念に基づいて制度が設計されておるといところでございます。

この均等割、減免するということになりますと、先ほど市長の答弁がいたしましたように、現行の制度でありますと、免除した財源を基本的には、ほかの国保被保険者あるいは他の被保険者の方が負担するとい形になりますので、公平性の点で、やはり問題が生じるのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き全国市長会を通じて、子供の均等割保険料の軽減する支援制度の創設について、国に対し要望をしております。

それから、3点目ですが、県への納付金の関係で、保険税が大幅に上がるということ悪循環になることはないのかといご質問であったかと思ます。

今、県の国民健康保険運営方針というのが出ております。先ほど保険料の統一であるとか、それから法定外繰り入れを解消していくとい、こういうことをいろいろ書かれておるわけなんですけども、この運営方針の中には、国保税の激変緩和措置といことで、新制度施行に伴い、市町村で本来集めるべき1人当たりの保険料(税)が、一定割合以上増加すると見込まれる場合、県の繰入金により激変緩和措置を講じることとしますと、このように明記をされておりますので、年によって上がり下がりは当然出てくるとは思ますが、被保険者の方々の生活を直撃するようなレベルの激変はないものと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、先ほど、部長答えていただいたんですが、ちよっ

と気になる点が、国保制度そのもの自身は、もちろん人数がふえればふえるほど国保税が上がるというのは当然なんです、これについては、所得のない子供たちにまで課せられているところもあるんです。

多ければ多くなるほど国保税が物すごく高くなって、逆に、今言われる子供の部分については、子育て世帯に対する負担軽減、少子化対策は子育て支援をするために、当然、全国の市長会や、また、知事会とかが求めているという点では、岩出市としても、制度自身ではふえるから、当然、かかってくる保険料がふえるんだという認識ではなく、しっかり岩出市としても、市長会だけではなく、きちりと国に申し立てて言っていただきたいと思うんです、この減免については。その辺だけ、1点だけ言っておきます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

国保の制度設計というのが、先ほど申し上げたような形になっておるというところで、なかなか市としての自由な裁量というのは難しいところがございます。まして、保険料に関しても、行く行くは統一されていくというような動きもございますので、なかなか市独自の措置というのが、より一層難しくなっている状況であります。議員おっしゃいますように、引き続き、これに関しましては、県、全国市長会を通じ、支援制度の創設について強く要望してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。